

❌ 違反是正

はじめに

新潟市は、平成17年に近隣13市町村が合併し、平成19年4月には本州日本海側初の政令指定都市となり、それにあわせて新潟市消防局(以下「消防局」という。)は各区に1消防署を置く1局8署体制となった。

違反処理は、消防局予防課査察指導係と各署の市民安全課予防調査係が連携して実施していたが、消防局組織の改編により平成27年4月から危険物の違反処理は、消防局危険物保安課危険物係の所管となっている。

事例の概要

平成26年2月に市内の工場関係者が、危険物関係の相談で所轄消防署(以下「所轄署」という。)を訪れたとき、説明内容からその工場が指定数量以上の危険物を貯蔵及び取り扱っているにもかかわらず、許可を受けていないことが疑われたため、消防局・所轄署合同の緊急査察を実施したところ、第四類第三石油類(潤滑油)24,000L及び第四類第四石油類(潤滑油)8,000Lを無許可で貯蔵及び取り扱っていたことが判明したので、消防法第10条第1項違反による同法

危険物の無許可貯蔵・取り扱い 施設に対する違反処理事例

新潟市消防局 秋葉消防署市民安全課 山村 功

信濃川と消防艇「にほんかい」





消防局・中央消防署新庁舎完成予想パース (2015年11月竣工予定)

第16条の6第1項に基づく除去命令を発令したものである。

なお、建屋内には液化石油ガスの貯槽があり、危険物施設として保安距離が確保できないため、危険物許可施設にすることはできなかった。

その他、この査察時に消防法施行令第13条第1項に抵触する電気炉の設置が確認されたため、水噴霧消火設備等の未設置も明らかとなった。

違反施設の概要

『株式会社A A工場』(以下「A工場」という。)

- 施行令別表第1:(12)項イ(工場)
(金属製品の開発・製造を行う工場)

- 鉄骨造 準耐火建築物 一部2階建て
- 建築面積:約3,900㎡
- 延べ面積:約4,100㎡
- 使用開始日:平成24年6月
(既存の工場を買い取り、A工場として使用開始)
- 防火管理者:不要
- 設置消防用設備等:消火器、動力消防ポンプ設備(屋内消火栓設備の代替設置)、自動火災報知設備、誘導灯(任意設置)

違反是正への指導経過

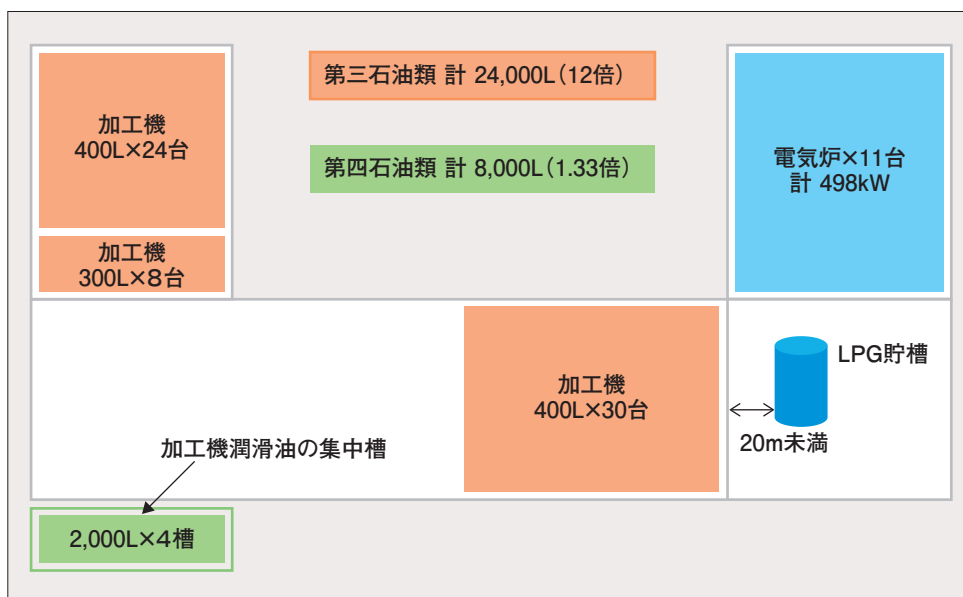
(1)平成26年2月19日

工場関係者2名が危険物関係の相談で、所轄署予防調査係へ来署した際に、工場内の加工機潤滑油の説明を受けたところ、現状での潤滑油の取り扱い方法に不明な点が見受けられたため、消防局へ出向くよう指示した。

(2)平成26年2月20日

工場関係者副社長以下3名が消防局へ来庁し、担当係と協議、資料の確認を行ったところ、指定数量以上の危険物の貯蔵・取り扱いをしていることが判明した。

工場関係者からは、危険物規制の許可や届出の必要性についての認識が全く欠如していたとの回答を得た。



❌ 違反是正

(3)平成26年2月21日

消防局及び所轄署合同で緊急の立入査察を実施。1台の加工機本体内に潤滑油（第四類第三石油類）400L入りのものが54台、300L入りのものが8台で合計24,000L（指定数量の12倍）、それとは別に循環使用する加工機潤滑油（第四類第四石油類）の集中槽8,000L（指定数量の1.33倍）の無許可貯蔵・取り扱いの事実と、工場内に設置してある電気炉の最大入力合計が350kWを超え、消防法施行令第13条の規制対象になることを確認した。

消防局の判断

以上の違反事実を受け、査察時にA工場の取締役社長を名宛人とし、消防法第16条の6第1項に基づき無許可施設の使用停止及び無許可で貯蔵・取り扱っている潤滑油の除去を口頭で命令、潤滑油除去についての履行期限は3週間とした。

(1)平成26年2月26日

消防法第16条の6第1項に基づき、無許可貯蔵・取り扱いの危険物除去に係る命令書を交付した。

(2)平成26年2月28日

消防局・署・出張所の掲示板及び工場建物出入口等へ命令の公示をし、新潟市消防局ウェブサイトにも公示した。

(3)平成26年3月10日

工場関係者から危険物の除去完了の連絡があり、消防局で危険物の除去、油の抜き取り完了と産業廃棄物管理票から除去した危険物の運搬業者及び処分先を確認し、適正処分の裏付けをとった。

(4)平成26年3月13日

当該命令の解除通知書を交付した。

(5)平成26年3月19日

工場関係者が消防局へ来庁し、建屋内に液化石油ガスの貯槽があるため、保安距離の関係から危険物施設にはできないことから、今後は指定数量未満の危険物を貯蔵・取り扱いをする施設（以下、「少量危険物施設」という。）として使

用するための協議を実施した。

(6)平成26年3月下旬

工場関係者が所轄署へ来庁し、電気炉部分に区画を形成して、水噴霧消火設備等の設置を要さない方法について具体的な協議に入り、消防局担当係の指導のもと不燃材の壁と防火シャッターによる2区画化により最大入力の分散化を図ることで、水噴霧消火設備等を要しない状態になることが確認されたため、建物の改造工事が開始された。

工場関係者からの提案

(1)危険物について

使用危険物	改修前	改修後
第四類第三石油類（潤滑油）	加工機 400L型 加工機 300L型	それぞれ潤滑油の使用量を40L型に変更
第四類第四石油類（潤滑油）	8,000Lの集中層から各加工機への循環送油	集中層を廃止し、それぞれの加工機を400L型に変更

(2)建物構造について

改修前	改修後
鉄骨造 区画なし	耐火構造の壁・床・天井とし、開口部は特定防火設備として独立した3つの区画に分け、一つの区画内での貯蔵・取り扱い量を少量危険物の範囲で収め、油分離槽の設置等少量危険物の規制に適合する構造とする。

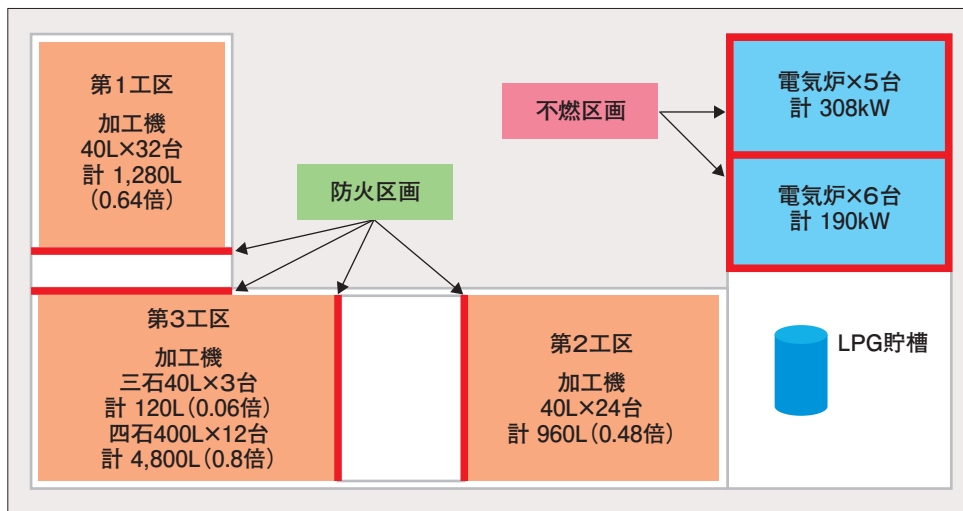
違反改修へ

(1)平成26年4月25日

A工場の少量危険物施設とする工事が完了したことから、所轄署課長以下3名で現場へ向歩き、少量危険物の基準に適合していることを確認した。

(2)平成26年4月28日

工場関係者から、3区画分の少量危険物貯蔵取扱届出書が所轄署へ提出され、危険物関係の違反処理は終了した。



(3)平成26年5月29日

A工場から所轄署へ、電気炉の区画工事完了が8月中旬頃になる連絡と改善計画書の提出があった。

(4)平成26年8月28日

電気炉部分の区画工事の進捗状況と、完成が来年の1月上旬にずれ込む報告と改善計画書の一部見直しについて提出された。

(5)平成26年9月5日

A社の取締役とA工場課長が消防局へ来庁し、現在の工事進捗状況、炉の区画工事完成が遅れた理由等について聴取したうえで、現状の問題点を説明し、工事再開予定の12月末を待たずに工事着手できるところから進めていくよう指導した。

(6)平成27年1月15日

工場関係者から、改善計画に基づくすべての工事完了の連絡を受け、所轄署課長以下3名で不燃区画の形成について確認した。以上で違反処理はすべて完了した。

違反処理を振り返って

今回のA工場の場合、消防局の違反処理規程に基づき警告書の交付を思料するところではあったが、平成24年に工場移転してから、使用されている潤滑油が危険物であることを認識していたにもかかわらず、自社独自の判断で危険

物を取り扱っていたものである。したがって、多量にある危険物の除去を最優先に考え、警告とはせずに消防法第16条の6第1項の命令の発出としたものであり、その命令により危険物の違反覚知から適法な状態とするまでを比較的短時間に行うことができた。

しかしながら、今回の事案では所轄署員により査察執行基準どおりに立入検査が行われていたにもかかわらず、多量の危険物の存在を見落とすという大きな問題があった。

これを受けて、所轄署長名で適正な立入検査の執行及び査察台帳の再確認について署員に通知したほか、消防局では全署に対して命令に至る経過等を周知し、適正な査察の執行について改めて指示をしたものである。

工場等の査察において、稼働している生産ラインに立ち入って確認することは、相手側の生産活動に対する配慮から容易ではなかったと推察されるが、工場に漂う油の臭いや、生産工程の確認から、推測は十分可能であったと思われる。

査察員は査察台帳の情報を目で確認することはもちろん、査察台帳にない事柄でも五感を働かせ、相手側との会話のやりとりや資料から査察先の業務に対する理解を深め、適正な指導を行っていく必要があると考えさせられた事例であった。